

令和7年度 各種助成事業

要綱及び申請書様式等（前編）

（公社）沖縄県トラック協会

No.	助成事業	ページ
1	適性診断助成金	1
2	各種講習費等助成金	2～4
3	運転記録証明書取得助成金	5～10
4	ドライバー等安全教育訓練促進助成金	11～30
5	睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査費助成金	31～40
6	アルコール検知器導入助成金	41～44
7	定期健康診断受診費助成金	45～48
8	突然死等予防対策検査費助成金	49～51
9	ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	52～56
10	安全装置等導入促進助成金	57～73

適性診断助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
令和 4 年 4 月 27 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第 2 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

- | | | | |
|------------------|---------|--------|------|
| (1) 一般診断・・・会員事業者 | 2, 400円 | 非会員事業者 | 480円 |
| (2) 初任診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |
| (3) 適齢診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第 6 条の期日までに、様式 1 「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

(助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。

2 第 2 条の助成交付については様式 1「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）により、受講等したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

各種講習費助成額

(1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3, 200円	640円

(2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5, 200円	1, 040円
リスク管理 (基礎)	5, 200円	1, 040円
内部監査 (基礎)	5, 200円	1, 040円

各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書(案)

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

各種講習費等助成金交付要綱第5条に基づき、各種講習費等助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 _____ 円

1. 内訳

■ 各種講習受講者数 _____ 名

受講日	受講者名	講習の種類
令和 年 月 日		①運管一般
		②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般
		②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般
		②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般
		②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般
		②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)

※①、②の講習の種類を○で囲み、②については、カッコ内のいずれかを○で囲んで下さい。

2. 添付資料

■ 支払ったことが証明できる書面。(領収書の写等)

※運行管理者一般講習については、運行管理者選任届出書(写)を添付すること。

※eナスバを受講した場合は、修了証も添付すること。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

運転記録証明書取得助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
(省略)

令和 7 年 4 月 25 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員としての自覚を促し、事業者内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一端として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、企業の安定経営に寄与することを目的とする。

(運転記録証明書の種類及び助成金額)

第 2 条 自動車安全運転センターが発行する次の証明書を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、運転記録証明書の助成金額は次の通りとする。

運転記録証明書・・・会員事業者 670円 非会員事業者 134円

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の証明書を取得した場合、運転者 1 人につき第 6 条の実施期間内 1 回を限度とする。

2 助成制限人数は、会員事業者の登録台数（自走車）の 1.2 倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の 0.24 倍の運転者数までとする。~~する。またし~~、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。**但し、1 事業者の上限を 200 名とする。**

(予算額)

第 4 条 当該年度における運転記録取得助成予算の範囲内とする。

(取得から助成方法)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる運転記録証明書を取得した場合、第 6 条の期日内に、様式 1 「運転記録証明書取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、取得したことが確認できる書類（領収証等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別に定める。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和元年 10 月 1 日より適用する。

附則 **本要綱は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。**

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第5条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

- ① 申請者数(対象運転者) 名
- ② 車両台数(自走車) 台
- ③ 運転記録証明書種類 1年 ・ 3年 ・ 5年
- ④ 取得年月日 ~~令和 年 月 日~~

2. 添付資料

- ① 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

無事故・無違反

運転記録

証明書交付申請書

(1) 5 年 間

(2) 3 年 間

(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。

また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。

(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター

沖 縄 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。

なお、申請者総数は、 名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住 所 (所 在 地) : 〒

法 人 名 (事 業 所 名) :

役 職 ・ 氏 名 等 :

印

連 絡 先 担 当 者 :

連 絡 先 電 話 番 号 :

委任状（申請者一覧）

（代理人）

法人名
（事業所名）

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 <small>（記入しないで下さい）</small>	免 許 証 番 号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大・昭・平 ・ ・	・ ・
2					大・昭・平 ・ ・	・ ・
3					大・昭・平 ・ ・	・ ・
4					大・昭・平 ・ ・	・ ・
5					大・昭・平 ・ ・	・ ・
6					大・昭・平 ・ ・	・ ・
7					大・昭・平 ・ ・	・ ・
8					大・昭・平 ・ ・	・ ・
9					大・昭・平 ・ ・	・ ・
10					大・昭・平 ・ ・	・ ・
11					大・昭・平 ・ ・	・ ・
12					大・昭・平 ・ ・	・ ・
13					大・昭・平 ・ ・	・ ・
14					大・昭・平 ・ ・	・ ・
15					大・昭・平 ・ ・	・ ・

委任状

(代理人)

法人名
(事業所名):

役職・氏名:

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

令和 年 月 日

(委任者)

住所:

ふりがな

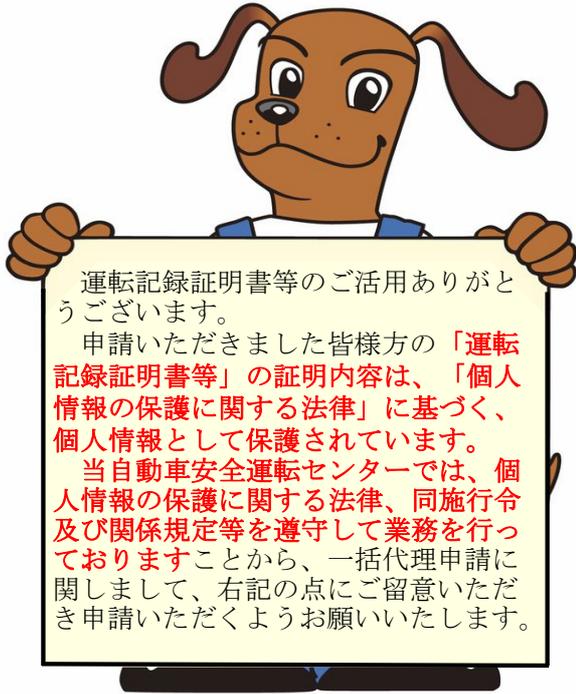
氏名:

印

(申請に必要となる事項)

免許証番号										生年月日			
										大・昭・平	年	月	日

申請に当たっての留意事項



申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、**申請者に確実に周知していただいた上**で申請してください。

委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「氏名」、「免許証番号」、「生年月日」及び「委任年月日」欄は、申請者自身が署名するか、代理人等による記名（ゴム印、OA利用による印字等可）でもかまいません。

申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、委任状には**必ず本人による押印をお願いします**。押印のない申請者は、**委任が認められませんので、その方の証明書を発行することはできません**。ただし、個別の様式（例：委任状様式②）をご利用の場合にのみ、**申請者ご本人の署名があれば押印は省略可能です**。

申請時に一緒に提出してください



(委任状)



(申請書)

委任状様式① (複数名の様式)

委任状 (申請者一覧)

(代理人) 法人名 (事業所名) 証明書交付申請書記載の代理人
役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (照会コード)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1		3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	あんぜん たろう 安全 太郎		大 02 . 5 . 1	4 . 12 . 1
2		4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	ちだ じろう 千代田 次郎		大 03 . 9 . 12	4 . 12 . 1
3						

申請書様式

無事故・無違反 証明書交付申請書
運 転 記 録

(1) 5 年 間
(2) 3 年 間
(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。
(表示のない場合は、「5年間」として取り扱っていただきます。)

自動車安全運転センター
○ ○ ○ 事務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
なお、申請者総数は 〇 名です。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(別紙委任状記載者代理人)
住 所 (所 在 地) : 〒
法人名 (事業所名) :
役 職 ・ 氏 名 等 : 委任状記載の代理人
連絡先担当者 :
連絡先電話番号 :

委任状様式② (個別の様式)

委任状

(代理人) 証明書交付申請書記載の代理人
役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

令和 4 年 12 月 1 日

(委任者)
東京都千代田区紀尾井町三番六号
住 所 : 紀尾井町パークビル2階
ふりがな あんぜん たろう
氏 名 : 安全 太郎

申請者ご本人の署名の場合は押印を省略できます。

(申請に必要な事項)

免許証番号										生 年 月 日		
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	大 02 平 02 年 5 月 1 日

注意

委任状の押印を省略できるのは、個別の様式をご利用の場合に限ります。1名のご申請の場合は、個別の様式をご利用ください。

○申請者に委任内容を確実に周知してください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成 18 年 3 月 7 日制定

省略

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が推奨するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）であって、第 3 条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する運送事業者とする。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第 4 条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第 5 条 助成する人数は 1 事業者原則 3 名を上限とし、助成金の額は別紙 1 のとおりとする。

(交通費)

第 6 条 助成の対象となる交通費は、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、別紙 1 のとおりとする。

(研修受講料)

第 7 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第 8 条 助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に沖ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申し込み)

第 9 条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式 1 及び様式 1 の(1)の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を沖ト協

会長に対して提出しなければならない。（全ト協指定研修の研修申し込みについては、全ト協要綱に準ずる）

（研修受講料の納入）

第10条 対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

（報告書及び助成金の請求）

第11条 助成対象事業者は教育訓練実施後7日以内に、様式2及び様式2の(1)の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）を沖ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例等による「研修参加報告書」、研修受講料及び交通費に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支給）

第12条 前条により請求を受けた沖ト協は、助成対象事業者に対して適切な時期に助成金を支給する。

（取下げ）

第13条 助成対象事業者が第9条に基づく申し込みを取り下げるときは、研修受講開始の7日前までに沖ト協会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第14条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部または全額を負担しなければならない。

(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申し込みを取り下げたとき

(2) 特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないかまたは受講を途中で中止したとき

(3) 第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき

(4) 研修または手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、または不適切な行為等があったとき

（その他の注意事項）

第15条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び沖ト協では一切の責任を負わない。

3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

（附則）（平成19年3月13日）

第1条 本要綱は平成19年4月1日より適用する、

第2条 改正前の要綱（平成18年3月7日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

ドライバー等安全教育訓練促進助成額（第5条関係）

令和7年4月1日現在

支給者	種別	沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者
		Gマーク認定事業所	Gマーク未認定事業所	
沖ト協	（2泊3日） 特別研修	—	3割 （百円未満切り捨て）	6分 （百円未満切り捨て）
	（1泊2日） 一般研修	—	—	—
	交通費	5割	5割	1割
全ト協	（2泊3日） 特別研修	全額	7割	—
	（1泊2日） 一般研修	10,000円	10,000円	—

※助成する人数は、1事業者原則3名を上限とする。

（例）（Gマーク未認定事業所の場合）受講料35,220円の場合の割り振り

沖ト協 35,220円 × (3/10) = 10,566円

百円未満切り捨て → 10,500円

全ト協 35,220円 - 10,500円 = 24,720円

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

沖縄県トラック協会会長殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー北海道 4. ドライビングアカデミー弘前 5. ドライビングアカデミー宮城 6. 秋田モータースクール 7. ドライビングアカデミー南湖 8. 安全運転中央研修所 9. ドライビングアカデミー茨城 10. ドライビングアカデミー栃木 11. ドライビングアカデミーぐんま 12. ドライビングアカデミー千葉 13. ドライビングアカデミー小田原 14. 新潟自動車学校 15. ドライビングアカデミー中越 16. ドライビングアカデミー長野 17. ドライビングアカデミー大原 18. クレフィール湖東 19. ドライビングアカデミーABOSHI 20. ドライビングアカデミーテクノ 21. 阿波自動車学校 22. ドライビングアカデミーONGA 23. ドライビングアカデミー佐賀 24. 八代ドライビングスクール 25. ドライビングアカデミーMIYUKI		
研修名	1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：		
日程等	特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
事業者名			
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者	役職	氏名	
会社所在地	〒 -		
電 話	()	FAX	()
研修受講者 (ドライバー等)	ふりがな	生年月日	昭和・平成 年 月 日生まれ
	氏名	乗車トン数	トン車 ※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入
自宅住所	〒 - 電話(緊急連絡先) ()		
助成金交付申請額	円	※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円	
前 泊 (助成対象外)	する・しない (対応可否について予約時に各研修施設へ お問合せ下さい)	後 泊 (助成対象外)	する・しない (対応可否について予約時に 各研修施設へお問合せ下さい)
備 考	送迎希望→ <input type="checkbox"/> (対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)		

- ※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。
 ※2. 太線内をまれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
 ※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
 ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
 ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
 ※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
 ※7. その他指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問合せ下さい。

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

下記のとおりドライバー等安全教育訓練への参加を申し込みます。

記

参加者名			
日程等	研修コード <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	令和 年 月 日	～ 月 日 (日間)
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
		合計	

ドライバー等安全教育訓練実施報告書

沖縄県トラック協会会長殿		報告年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー北海道 4. ドライビングアカデミー弘前 5. ドライビングアカデミー宮城 6. 秋田モータースクール 7. ドライビングアカデミー南湖 8. 安全運転中央研修所 9. ドライビングアカデミー茨城 10. ドライビングアカデミー栃木 11. ドライビングアカデミーぐんま 12. ドライビングアカデミー千葉 13. ドライビングアカデミー小田原 14. 新潟自動車学校 15. ドライビングアカデミー中越 16. ドライビングアカデミー長野 17. ドライビングアカデミー大原 18. クレフィール湖東 19. ドライビングアカデミーABOSHI 20. ドライビングアカデミーテクノ 21. 阿波自動車学校 22. ドライビングアカデミーONGA 23. ドライビングアカデミー佐賀 24. 八代ドライビングスクール 25. ドライビングアカデミーMIYUKI	
研修名		1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：	
日程等	特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
事業者名			
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		氏名 <small>ふりがな</small> 生年月日： 昭和・平成 年 月 日 生 日 生 日 生 日	
自宅住所		〒 -	
助成金	交付申請額	円 ※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円	
	振込先 (事業者に限る)	銀行 支店 (普通・当座)預金 <small>ふりがな</small> ・口座番号 _____ 口座名義	
備 考			

○添付書類

(1)研修参加報告書

(2)研修修了証の写し

(3)受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をもなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。

※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)は、【別表1】に記載の金額(食事代を含めた金額)を記入してください。

助成金申請の際は、食事代領収証も必要となりますので必ずお控えいただきますようご注意ください。

ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼)請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱第11条に基づき、実施報告及び助成金の交付を下記の通り請求します。

請求額 円 = ① + ② + ④

1. 内訳

参加者名			
日程等	研修コード <input type="text"/>	令和 年 月 日 ~	月 日 (日間)
研修受講 助成金額	全ト協※1		沖ト協※2
	①	円	② 円
※1 「特別研修」は受講料の7割、Gマーク認定事業所は10割、「一般研修」は一律1万円 ※2 Gマーク未認定事業所は3割			
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円	(片道)
		③ 合計	_____ 円
	④ ③ ÷ 2 =	_____ 円	

○添付資料 → 交通費(バス・鉄道・航空)運賃の領収書等の写し (タクシーは助成対象外)

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想 (○で囲んで下さい)

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

(公社) 全日本トラック協会

ドライバー等安全教育訓練促進助成 制度のご案内（令和7年度版）



○ドライバー等安全教育訓練助成制度とは

トラック運送業界においては、ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技能の向上が課題となっており、業界を挙げた従業員教育の充実強化への取り組みが要請されています。

しかしながら、特に中小事業者においては、安全教育訓練に要する時間やコストの負担は大きいものと考えられます。

本制度は、都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に、その費用の全部又は一部につき助成を行うものです。

○制度のご案内

1. 助成対象となる研修について

本助成制度の適用対象となる研修は、全ト協の指定を受けたものに限られます。対象となる研修の名称・開講研修施設・助成額等については、「[別表1](#)」及び「[別表2](#)」に掲げておりますので、ご確認の上、助成制度を活用して受講することをご希望される場合は、手続きにお進みください。

(参照先)

[別表1「令和7年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧」](#)→P.2-7

[別表2「令和7年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧」](#)→P.8

※なお、別表1又は2に掲載のない研修は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

2. 手続きについて

助成金の交付を受けるために必要な手続きについては、下記をご参照ください。

(参照先) [「手続きの流れ」](#)→P.9-10

3. 利用上のご注意

申請等に係る注意点については、下記をご参照ください。

(参照先) [「利用上のご注意」](#)→P.11

令和7年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 初任コース(3日間)	001	4月8日(火)	～	4月10日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				002				59,940	59,940	42,040		大型
				003				56,640	56,640	39,740		中型
				004				56,640	56,640	39,740		準中型
				005	4月22日(火)	～	4月24日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				006				59,940	59,940	42,040		大型
				007				56,640	56,640	39,740		中型
				008				56,640	56,640	39,740		準中型
				009	5月13日(火)	～	5月15日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				010				59,940	59,940	42,040		大型
				011				56,640	56,640	39,740		中型
				012				56,640	56,640	39,740		準中型
				013	6月24日(火)	～	6月26日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				014				59,940	59,940	42,040		大型
				015				56,640	56,640	39,740		中型
				016				56,640	56,640	39,740		準中型
				017	7月8日(火)	～	7月10日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				018				59,940	59,940	42,040		大型
				019				56,640	56,640	39,740		中型
				020				56,640	56,640	39,740		準中型
				021	7月22日(火)	～	7月24日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				022				59,940	59,940	42,040		大型
				023				56,640	56,640	39,740		中型
				024				56,640	56,640	39,740		準中型
				025	8月5日(火)	～	8月7日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				026				59,940	59,940	42,040		大型
				027				56,640	56,640	39,740		中型
				028				56,640	56,640	39,740		準中型
				029	9月9日(火)	～	9月11日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				030				59,940	59,940	42,040		大型
				031				56,640	56,640	39,740		中型
				032				56,640	56,640	39,740		準中型
				033	9月30日(火)	～	10月2日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				034				59,940	59,940	42,040		大型
				035				56,640	56,640	39,740		中型
				036				56,640	56,640	39,740		準中型
				037	10月21日(火)	～	10月23日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				038				59,940	59,940	42,040		大型
				039				56,640	56,640	39,740		中型
				040				56,640	56,640	39,740		準中型
				041	11月18日(火)	～	11月20日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				042				59,940	59,940	42,040		大型
				043				56,640	56,640	39,740		中型
				044				56,640	56,640	39,740		準中型
				045	12月9日(火)	～	12月11日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				046				59,940	59,940	42,040		大型
				047				56,640	56,640	39,740		中型
				048				56,640	56,640	39,740		準中型
				049	1月13日(火)	～	1月15日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				050				59,940	59,940	42,040		大型
				051				56,640	56,640	39,740		中型
				052				56,640	56,640	39,740		準中型
				053	1月27日(火)	～	1月29日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				054				59,940	59,940	42,040		大型
				055				56,640	56,640	39,740		中型
				056				56,640	56,640	39,740		準中型
				057	2月17日(火)	～	2月19日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				058				59,940	59,940	42,040		大型
				059				56,640	56,640	39,740		中型
				060				56,640	56,640	39,740		準中型
				061	3月3日(火)	～	3月5日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				062				59,940	59,940	42,040		大型
				063				56,640	56,640	39,740		中型
				064				56,640	56,640	39,740		準中型

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定 研修 施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 一般コース(3日間)	065			50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
				066	4月22日(火)	~	4月24日(木)	50,040	50,040		35,040	大型
				067				47,840	47,840		33,540	中型
				068				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				069	7月8日(火)	~	7月10日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				070				47,840	47,840	33,540		準中型
				071				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				072	9月9日(火)	~	9月11日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				073				47,840	47,840	33,540		中型
				074				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				075	9月30日(火)	~	10月2日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				076				47,840	47,840	33,540		準中型
				077				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				078	1月13日(火)	~	1月15日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
			079				47,840	47,840	33,540	中型		
			080				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			081	2月17日(火)	~	2月19日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			082				47,840	47,840	33,540		準中型	
			083				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			084	4月8日(火)	~	4月10日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			085				47,840	47,840	33,540		中型	
			086				50,040	50,040	35,040	9	大型	
			087	5月13日(火)	~	5月15日(木)	47,840	47,840	33,540		中型	
			088				47,840	47,840	33,540		準中型	
			089				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			090	6月24日(火)	~	6月26日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			091				47,840	47,840	33,540		中型	
			092				50,040	50,040	35,040	9	大型	
093	7月22日(火)	~	7月24日(木)	47,840	47,840	33,540	中型					
094				47,840	47,840	33,540	準中型					
095				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー				
096	8月5日(火)	~	8月7日(木)	50,040	50,040	35,040		大型				
097				47,840	47,840	33,540		中型				
098				50,040	50,040	35,040	9	大型				
099	10月21日(火)	~	10月23日(木)	47,840	47,840	33,540		中型				
100				47,840	47,840	33,540		準中型				
101				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー				
102	11月18日(火)	~	11月20日(木)	50,040	50,040	35,040		大型				
103				47,840	47,840	33,540		中型				
104				50,040	50,040	35,040	9	大型				
105	12月9日(火)	~	12月11日(木)	47,840	47,840	33,540		中型				
106				47,840	47,840	33,540		準中型				
107				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー				
108	1月27日(火)	~	1月29日(木)	50,040	50,040	35,040		大型				
109				47,840	47,840	33,540		中型				
110				50,040	50,040	35,040	9	大型				
111	3月3日(火)	~	3月5日(木)	47,840	47,840	33,540		中型				
112				47,840	47,840	33,540		準中型				
113				62,540	62,540	43,840	12	大型トレー				
114	4月8日(火)	~	4月10日(木)	62,540	62,540	43,840		大型				
115				52,640	52,640	36,940		中型				
116				52,640	52,640	36,940	12	準中型				
117	5月13日(火)	~	5月15日(木)	62,540	62,540	43,840		大型トレー				
118				62,540	62,540	43,840		大型				
119				52,640	52,640	36,940	12	中型				
120				52,640	52,640	36,940		準中型				
121	6月24日(火)	~	6月26日(木)	62,540	62,540	43,840		大型トレー				
122				62,540	62,540	43,840	12	大型				
123				52,640	52,640	36,940		中型				
124				52,640	52,640	36,940		準中型				
125				62,540	62,540	43,840	12	大型トレー				
126	7月22日(火)	~	7月24日(木)	62,540	62,540	43,840		大型				
127				52,640	52,640	36,940		中型				
128				52,640	52,640	36,940	準中型					
128				52,640	52,640	36,940	12	大型トレー				
129				62,540	62,540	43,840		大型				
130				52,640	52,640	36,940		中型				
131				52,640	52,640	36,940	準中型					

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定 研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	添乗指導者養成研修 (3日間)	129	8月5日(火)	～	8月7日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ
				130				62,540	62,540	43,840		大型
				131				52,640	52,640	36,940		中型
				132				52,640	52,640	36,940		準中型
				133	10月21日(火)	～	10月23日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ
				134				62,540	62,540	43,840		大型
				135				52,640	52,640	36,940		中型
				136				52,640	52,640	36,940		準中型
				137	11月18日(火)	～	11月20日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ
				138				62,540	62,540	43,840		大型
				139				52,640	52,640	36,940		中型
				140				52,640	52,640	36,940		準中型
				141	12月9日(火)	～	12月11日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ
				142				62,540	62,540	43,840		大型
				143				52,640	52,640	36,940		中型
				144				52,640	52,640	36,940		準中型
				145	1月27日(火)	～	1月29日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ
				146				62,540	62,540	43,840		大型
				147				52,640	52,640	36,940		中型
				148				52,640	52,640	36,940		準中型
	149	3月3日(火)	～	3月5日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレーラ			
	150				62,540	62,540	43,840		大型			
	151				52,640	52,640	36,940		中型			
	152				52,640	52,640	36,940		準中型			
	埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	ドライバー研修(3日間)	201	6月20日(金)	～	6月22日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5
				202	7月11日(金)	～	7月13日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5
				203	8月22日(金)	～	8月24日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5
204				9月19日(金)	～	9月21日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
205				10月17日(金)	～	10月19日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
206				11月21日(金)	～	11月23日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			207	2月6日(金)	～	2月8日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
指定 研修施設 ※9	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	301	7月11日(金)	～	7月13日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				302	10月18日(土)	～	10月20日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	303	9月26日(金)	～	9月28日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				304	11月1日(土)	～	11月3日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	305	4月4日(金)	～	4月6日(日)	71,500	71,500	50,100	30	
				306	5月17日(土)	～	5月19日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				307	6月14日(土)	～	6月16日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				308	7月12日(土)	～	7月14日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	310	6月14日(土)	～	6月16日(月)	72,600	72,600	50,900	20	東地区※11
				311	7月5日(土)	～	7月7日(月)	72,600	72,600	50,900	20	西地区※11
	秋田県	秋田モータースクール	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	312	4月16日(水)	～	4月18日(金)	79,200	79,200	55,500	5	
				313	7月16日(水)	～	7月18日(金)	79,200	79,200	55,500	5	
				314	11月12日(水)	～	11月14日(金)	79,200	79,200	55,500	5	
				315	1月14日(水)	～	1月16日(金)	79,200	79,200	55,500	5	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	316	5月9日(金)	～	5月11日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
				317	6月6日(金)	～	6月8日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	318	6月11日(水)	～	6月13日(金)	※7 89,100	89,100	62,400	30	大型
				319	9月8日(月)	～	9月10日(水)	※7 89,100	89,100	62,400	30	大型
				320	10月5日(日)	～	10月7日(火)	※7 89,100	89,100	62,400	30	大型
				321	1月13日(火)	～	1月15日(木)	※7 89,100	89,100	62,400	30	大型
				322	2月22日(日)	～	2月24日(火)	※7 89,100	89,100	62,400	30	大型
				323	9月3日(水)	～	9月5日(金)	※7 89,100	89,100	62,400	30	中型 ※8
				324	9月24日(水)	～	9月26日(金)	※7 89,100	89,100	62,400	30	中型 ※8
				325	5月29日(木)	～	5月31日(土)	※7 71,800	71,800	50,300	33	準中型※8
		326	7月14日(月)	～	7月16日(水)	※7 71,800	71,800	50,300	33	準中型※8		
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	327	4月26日(土)	～	4月28日(月)	79,200	79,200	55,500	20	
				328	5月24日(土)	～	5月26日(月)	79,200	79,200	55,500	20	
				329	6月28日(土)	～	6月30日(月)	79,200	79,200	55,500	20	
				330	9月27日(土)	～	9月29日(月)	79,200	79,200	55,500	20	
				331	10月25日(土)	～	10月27日(月)	79,200	79,200	55,500	20	
	332			11月29日(土)	～	12月1日(月)	79,200	79,200	55,500	20		
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	334	4月18日(金)	～	4月20日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				335	5月16日(金)	～	5月18日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				336	7月11日(金)	～	7月13日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				337	10月3日(金)	～	10月5日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
			(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	338	1月16日(金)	～	1月18日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				339	6月20日(金)	～	6月22日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				340	9月20日(土)	～	9月22日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修 (3日間) ※外国語対応可能 (ベトナム、インドネシア、タイ、ネ パール、中国、フィリピン)	341	11月14日(金)	～	11月16日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
342				6月13日(金)	～	6月15日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
343				7月11日(金)	～	7月13日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
344				10月17日(金)	～	10月19日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)			345	11月7日(金)	～	11月9日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
			346	6月27日(金)	～	6月29日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
			347	7月25日(金)	～	7月27日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
			348	10月24日(金)	～	10月26日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	349	11月14日(金)	～	11月16日(日)	79,200	79,200	55,500	20		
			350	6月16日(月)	～	6月18日(水)	77,000	77,000	53,900	20		
			351	7月27日(日)	～	7月29日(火)	77,000	77,000	53,900	20		
		安全運転管理者研修(3日間)	352	10月26日(日)	～	10月28日(火)	77,000	77,000	53,900	20		
			353	11月17日(月)	～	11月19日(水)	77,000	77,000	53,900	20		
神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	354	6月8日(日)	～	6月10日(火)	77,000	77,000	53,900	20		
			355	9月8日(月)	～	9月10日(水)	77,000	77,000	53,900	20		
		添乗・指導管理者研修 (3日間)	356	6月15日(日)	～	6月17日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			357	10月5日(日)	～	10月7日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			358	7月13日(日)	～	7月15日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			359	11月2日(日)	～	11月4日(火)	79,200	79,200	55,500	20		

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
指定研修施設 ※9	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	360	4月21日(月)	～	4月23日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				361	5月26日(月)	～	5月28日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				362	6月23日(月)	～	6月25日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				363	7月7日(月)	～	7月9日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				364	10月20日(月)	～	10月22日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				365	11月17日(月)	～	11月19日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
			安全運転管理者研修 (3日間)	366	12月8日(月)	～	12月10日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				367	4月14日(月)	～	4月16日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				368	5月19日(月)	～	5月21日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				369	6月16日(月)	～	6月18日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				370	7月14日(月)	～	7月16日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				371	10月6日(月)	～	10月8日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
				372	11月10日(月)	～	11月12日(水)	72,160	72,160	50,560	20	
			総合交通教育センター ドライビングアカデミー 中越	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	373	12月1日(月)	～	12月3日(水)	72,160	72,160	50,560	20
	374	5月23日(金)			～	5月25日(日)	77,300	77,300	54,200	20		
	375	6月27日(金)			～	6月29日(日)	77,300	77,300	54,200	20		
	376	10月3日(金)			～	10月5日(日)	77,300	77,300	54,200	20		
	377	11月7日(金)			～	11月9日(日)	77,300	77,300	54,200	20		
	長野県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 長野	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	378	4月26日(土)	～	4月28日(月)	71,500	71,500	50,100	20	
				379	6月14日(土)	～	6月16日(月)	71,500	71,500	50,100	20	
				380	7月12日(土)	～	7月14日(月)	71,500	71,500	50,100	20	
				381	10月25日(土)	～	10月27日(月)	71,500	71,500	50,100	20	
			管理者研修 (運行・安全運転・添乗) (3日間)	382	12月10日(水)	～	12月12日(金)	71,500	71,500	50,100	20	
	383	11月26日(水)	～	11月28日(金)	71,500	71,500	50,100	20				
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー安全研修 (3日間)	384	4月12日(土)	～	4月14日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				385	5月10日(土)	～	5月12日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				386	6月7日(土)	～	6月9日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				387	7月5日(土)	～	7月7日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	388	8月27日(水)	～	8月29日(金)	91,520	91,520	64,120	20	
			389	12月19日(金)	～	12月21日(日)	91,520	91,520	64,120	20		
			安全運転管理者研修 (3日間)	390	7月3日(木)	～	7月5日(土)	96,360	96,360	67,460	20	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	391	5月27日(火)	～	5月29日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				392	11月18日(火)	～	11月20日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	393	5月24日(土)	～	5月26日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
				394	10月11日(土)	～	10月13日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
	徳島県	(株)阿波自動車学校	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	395	4月10日(木)	～	4月12日(土)	79,200	79,200	55,500	8	
				396	5月22日(木)	～	5月24日(土)	79,200	79,200	55,500	8	
				397	9月25日(木)	～	9月27日(土)	79,200	79,200	55,500	8	
				398	10月23日(木)	～	10月25日(土)	79,200	79,200	55,500	8	
				399	11月20日(木)	～	11月22日(土)	79,200	79,200	55,500	8	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	400	4月12日(土)	～	4月14日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				401	6月21日(土)	～	6月23日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				402	11月15日(土)	～	11月17日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
添乗・指導管理者研修 (3日間)			403	5月17日(土)	～	5月19日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
			404	7月19日(土)	～	7月21日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
一般・事故再発防止研修 (3日間)	405	10月18日(土)	～	10月20日(月)	77,000	77,000	53,900	20				
佐賀県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 佐賀	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	406	6月7日(土)	～	6月9日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
			407	11月8日(土)	～	11月10日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
		添乗(同乗)指導者研修 (3日間)	408	6月21日(土)	～	6月23日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
			409	10月25日(土)	～	10月27日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
熊本県	(有)八代ドライビング スクール	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	410	5月24日(土)	～	5月26日(月)	77,300	77,300	54,200	20		
			411	11月8日(土)	～	11月10日(月)	77,300	77,300	54,200	20		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	412	6月28日(土)	～	6月30日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
			413	11月15日(土)	～	11月17日(月)	77,000	77,000	53,900	20		

(全体の注意事項について)

- ※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※4. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※5. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。
- ※6. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※7. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、目安の食事代(4,400円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、目安の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード316の研修を受講する場合:安全運転中央研修所に84,700円を納入し、差額の4,400円を現地食事代として使用してください。
助成金申請の際は、食事代領収証も必要となりますので必ずお控えいただきますようご注意ください。
- ※8. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型は2トン車、いずれもMT車を使用)
- ※9. 指定研修施設における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※10. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※11. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※12. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※13. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和7年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター		-	
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1001 1002	
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修	1003	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任運転者研修	1004	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修	1005	
	秋田県	秋田モータースクール		-	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般運転者研修	1006	
			初任運転者研修	1007	
	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1008	※1
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1009	※2
			一般運転者研修	1010	
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	初任運転者研修	1011	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修	1012	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修	1013	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉	一般・初任ドライバー研修	1014	
			安全運転管理者研修	1015	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修	1016	
	新潟県	新潟自動車学校 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 中越	一般・初任ドライバー研修	1017	
			一般・初任ドライバー研修	1018	
	長野県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 長野	一般ドライバー研修	1019	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー習熟研修	1020	
滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1021		
兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任運転者研修	1022		
広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修	1023		
徳島県	㈱阿波自動車学校	一般・初任ドライバー研修	1024		
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1025		
		添乗(同乗)指導者研修	1026		
佐賀県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 佐賀	一般・初任ドライバー研修	1027		
熊本県	(有)八代ドライビングスクール		-		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1028		

※1. この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t限定準中型免許不可)

※2. この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

- この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)
- 研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。
- 全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。
- 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。
- 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

①都道府県トラック協会への事前確認



研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
（※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。）

②研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、**研修の予約**を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に**助成金の交付**をお申し込みください。
（※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します）

④研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

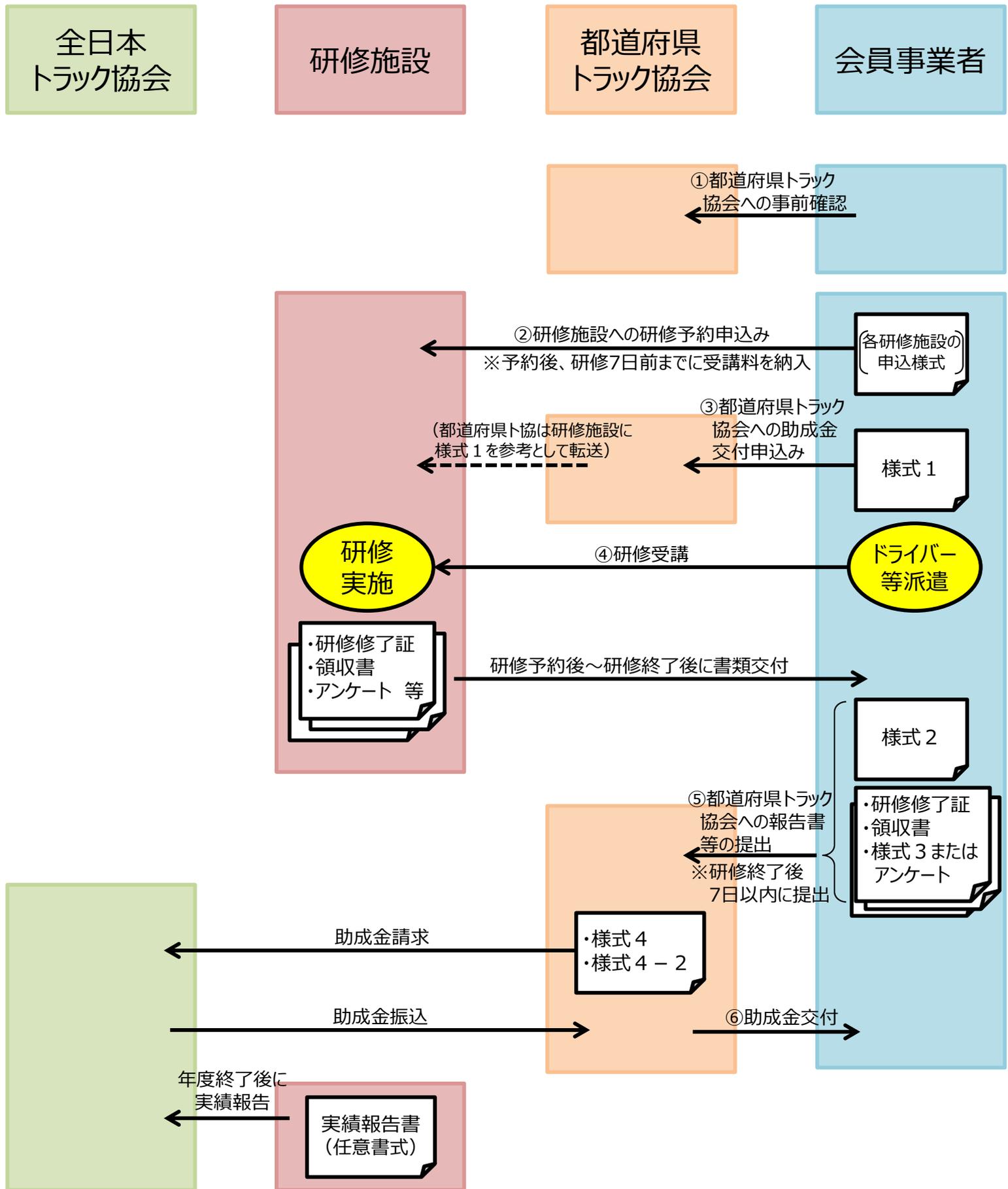
⑤都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
（※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます）

⑥都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ (図)



利用上のご注意

1. 助成額

特別研修の場合は、別表 1 に定める額となります。

一般研修の場合は、受講料に関わらず一律10,000円となります。

2. 交付に係る要件

助成金の交付を受けられるのは、都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に限られます。

※上記に該当する場合であっても、都道府県トラック協会ごとの予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。
都道府県トラック協会及び研修施設にそれぞれご確認ください。

3. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の7日前までに、各研修施設にお支払いください。

4. 研修受講後の提出書類

研修受講後の提出書類は、研修受講後7日以内に、都道府県トラック協会にご提出ください。

5. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、都道府県トラック協会及び研修施設にそれぞれご連絡ください。

なお、キャンセル料に関する条件（発生時期・金額等）は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので、予めご了承ください。また、キャンセル料について助成金の交付を受けることはできません。

6. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない（費用全額が自己負担となる）ことがありますので、ご注意ください。

- ① 正当な理由なく所定の研修を修了しなかった場合。
- ② 上記 4. の期日を過ぎても、研修終了後の必要書類を都道府県トラック協会に提出しなかった場合。
- ③ その他研修又は手続において不適切な行為等があった場合。

7. お問い合わせ先

助成制度については都道府県トラック協会に、研修の内容については研修施設にそれぞれお問い合わせください。

研修施設一覽

施設区分	都道府県	研修施設	所在地・連絡先
特定研修施設	愛知県	一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 TEL: 0561-36-1010 FAX: 0561-36-1210
	埼玉県	一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 TEL: 048-584-0055 FAX: 048-584-0090
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場	北海道釧路市芦野5-12-1 TEL: 0154-37-1196 FAX: 0154-37-1178
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ②西地区会場	苫小牧市拓勇東町8-6-68 TEL: 0144-57-8410 FAX: 0144-57-8410
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 TEL: 0172-28-2727 FAX: 0172-28-3382
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場(石巻中部自動車学校)	宮城県石巻市門脇字浦屋敷124-1 TEL: 0225-94-1285 FAX: 0225-94-1288
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ②西地区会場(富谷自動車学校)	宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11-3 TEL: 022-358-8787 FAX: 022-358-8777
	秋田県	秋田モータースクール	秋田県秋田市四丁目3番36号 TEL: 018-864-5515 FAX: 018-864-5516
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖	福島県白河市白坂一里段6-236 TEL: 0248-22-1177 FAX: 0248-22-5453
	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 TEL: 029-265-9560 FAX: 029-265-9552
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城	茨城県常陸大宮市下村田2518番地 TEL: 0295-52-0885 FAX: 0295-53-5189
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー栃木	栃木県那須塩原市二区町352番地7 TEL: 0287-36-3141 FAX: 0287-36-4280
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所 (1回の研修で両方の教習所を使用)	①群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 TEL: 027-233-1155 FAX: 027-233-2004 ②群馬県藤岡市立石1563 TEL: 0274-42-0462 FAX: 0274-42-8280 (お申し込みは①まで)
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉	千葉県旭市鎌数5146 TEL: 0479-64-0100 FAX: 0479-64-0102
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 TEL: 0465-36-1215 FAX: 0465-37-4603
	新潟県	新潟自動車学校	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬474-1 TEL: 025-272-5555 FAX: 025-272-0304
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー中越	新潟県長岡市高島町780番地 TEL: 0258-22-2336 FAX: 0258-22-2337
	長野県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー長野	長野県下伊那郡喬木村1353番地 TEL: 0265-33-2551 FAX: 0265-49-8414
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7-29-1 TEL: 0572-27-2356 FAX: 0572-27-2967
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL: 0749-45-3872 FAX: 0749-45-3877
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108 TEL: 079-274-1839 FAX: 079-274-2729
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 TEL: 082-854-4000 FAX: 082-854-9466
徳島県	㈱阿波自動車学校	徳島県阿波市阿波町東条180番地 TEL: 0883-35-4145 FAX: 0883-35-6678	
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427	
佐賀県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー佐賀	佐賀県伊万里市立花町939-2 TEL: 0955-23-5288 FAX: 0955-23-3483	
熊本県	㈱八代ドライビングスクール	熊本県八代市平山新町5338番地 TEL: 0965-32-8135 FAX: 0965-32-3805	
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 TEL: 0986-38-1001 FAX: 0986-38-0908	

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(省略)

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、感染症への抵抗力・免疫力を高めるためには、良質な睡眠が必要であることに鑑み、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に常時使用される運転者の睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)患者の早期発見と適切な治療及び SAS 治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、SAS スクリーニング検査を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象検査の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とし、運送事業者に常時使用される運転者とする。

(1) 第 1 次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2) 第 2 次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(指定検査・医療機関)

第 3 条 SAS スクリーニング検査は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに沖ト協が認めた別紙 1 の指定検査・医療機関とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(事前申込書受付期限)

第 5 条 助成金申請受付期限は、SAS スクリーニング検査を受診する日の属する会計年度の 12 月 28 日までとする。ただし、12 月 28 日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。(事前申込書 様式 1-1)

(助成適否の事前確認)

第 6 条 運送事業者は、助成適用の適否について、事前に沖ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第 7 条 前条の確認を受けた運送事業者は、様式 1-1 「スクリーニング検査事前申込書」(以下「事前申込書」という。)を沖ト協に提出しなければならない。

2 事前申込書を提出した運送事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第 8 条 運送事業者は、様式 1-2 「スクリーニング検査申込書兼委任状」(以下「申込書兼委任状」という。)に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを運送事業

者が保管するものとする。

2 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び運送事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう十分注意しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 運送事業者は、検査が完了したときは、第10条の期日までに、様式1-3「スクリーニング検査実績報告書」（以下「実績報告書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを沖ト協に提出するものとする。

(助成金の交付請求期限)

第10条 前条の助成金交付請求期限は検査を受診した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第11条 沖ト協は、第9条の実績報告の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(検査の結果報告)

第12条 運送事業者は、第9条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答する。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第13条 指定検査・医療機関は、次の各号について様式1-6「検査の実績と受診者の判定比率」により、毎年度全ト協に報告するものとする。

(1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率

(2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成21年4月1日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

(省略)

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

SASスクリーニング検査指定検査・医療機関（第3条関係）

	指定検査・医療機関	所在地	連絡先
全ト協 指定	NPO法人健康睡眠研究所 検査費用 5,500円（税込）※送料無料	東京都	03-5355-9941
	NPO法人ヘルスケアネットワーク 検査費用 5,500円（税込）※返却時送料負担	大阪府	06-6965-3666
	一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター 検査費用 5,240円（税込）※返却時送料負担	東京都	03-3359-9010

※沖ト協指定検査・医療機関の「一般財団法人中部地区医師会検診センター」、「一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院」は 2025 年度より対象外となります。

SASスクリーニング検査助成額及び受診上限人数（第4条関係）

○会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		1事業者あたり 25人まで	1事業者あたり 25人まで
助成額	第1次検査	検査費用の半額 (上限：500円)	検査費用の1/2 (上限：500円)
	第2次検査	検査費用の半額 (上限：2,000円)	検査費用の1/2 (上限：2,000円)

○非会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		—	1事業者あたり 5人まで
助成額	第1次検査	—	検査費用の1/5 (上限：100円)
	第2次検査	—	検査費用の1/5 (上限：400円)

※注1 常時使用される運転者のみ対象。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

(公社) 沖縄県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	
住所	〒 -
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名 _____	人
	代表者名 _____	
	住所 〒 - _____	
	電話番号 _____ 担当者名 _____	

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

【様式1-2】

(会員事業者 → 検査・医療機関)

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名		(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名		電話番号	
住 所	〒 ー		

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者にて委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日
6				年 月 日
7				年 月 日
8				年 月 日
9				年 月 日
10				年 月 日
11				年 月 日
12				年 月 日
13				年 月 日
14				年 月 日
15				年 月 日
16				年 月 日
17				年 月 日
18				年 月 日
19				年 月 日
20				年 月 日

(注)都道府県トラック協会への申請(様式1-1)の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

(公社) 沖縄県トラック協会 会長 殿

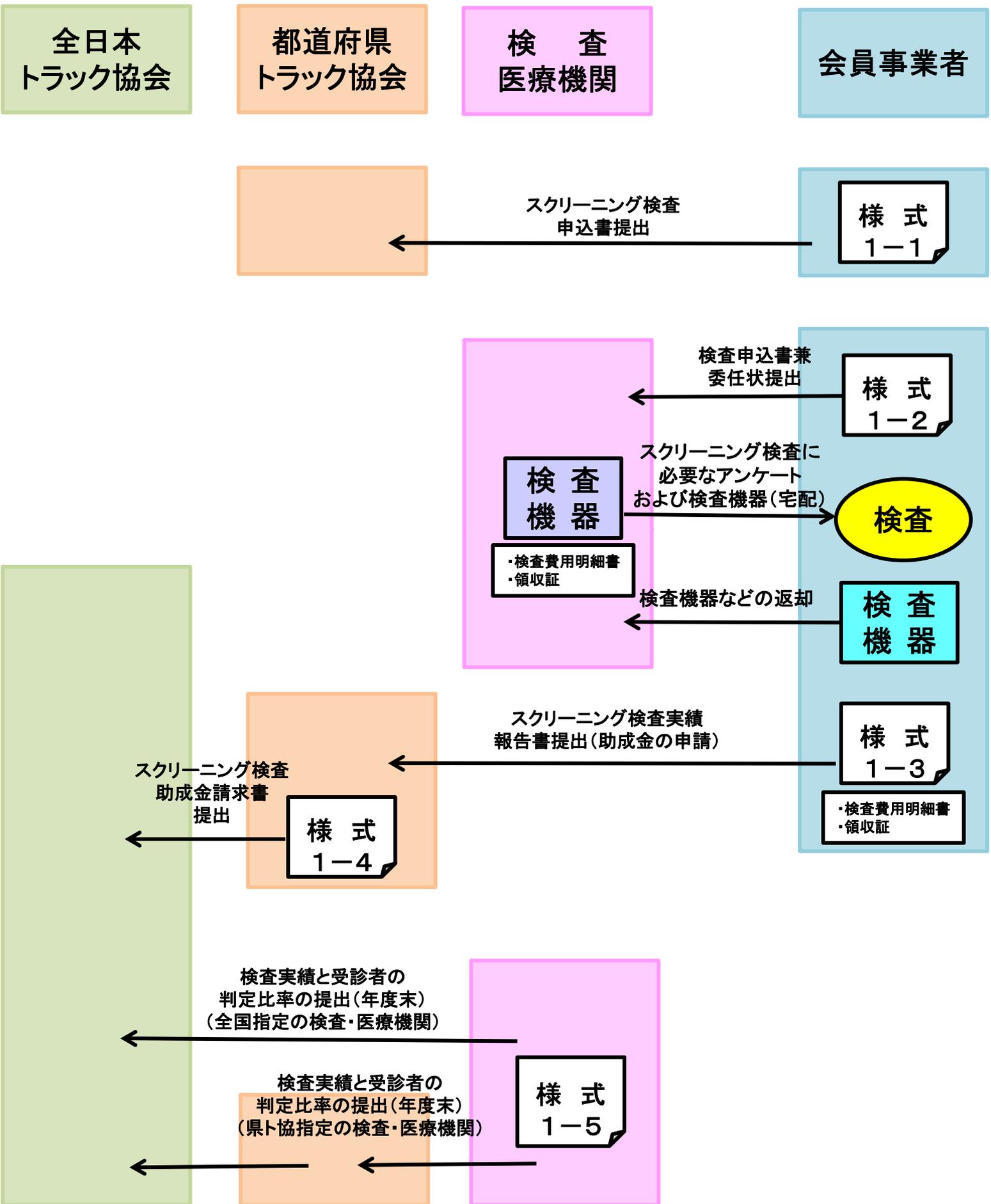
トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

<p>受診した検査・医療機関</p> <p>いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。</p>	<p>1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関</p> <p>検査・医療機関名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>電話番号 _____ 担当者名 _____</p>		
	<p>事業者名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>電話 / FAX 番号 _____</p>		
一次検査受診者数	_____ 人	二次検査受診者数	_____ 人
事前申込書【様式 1 - 1】でご記入いただいた申込み人数		_____ 人	
<p>事前申込書【様式 1 - 1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。</p> <p>1. 申請通りに全員受診済み</p> <p>2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人)</p> <p>※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。</p>			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義	_____	
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

書類提出～助成申請等までの流れ



問い合わせ～検査開始までの流れ

01 問い合わせ

電話で、助成を受けることができるかを所属しているトラック協会に確認してください。

02 検査事前申込書の提出

確認が取れたら、「【様式1-1】スクリーニング検査事前申込書」を所属しているトラック協会に提出してください。

03 検査の予約と確認

申込書が受理されたら、【様式1-1】で記入した申込みされる「検査・医療機関」に検査の予約を入れてください。
(全日本トラック協会指定の検査機関は最後のページに掲載しております。)

04 検査申込書兼委任状の提出

予約確認後、「【様式1-2】スクリーニング検査申込書兼委任状」に必要事項を記入し、正本を検査・医療機関に提出してください。
(書類の写しを取り、保管してください。)

05 検査費用のお支払い (前払いの場合)

検査費用を検査・医療機関にお支払いください。
検査明細書・領収書は、必ず保管しておいてください。
(助成金の交付に必要となります。)

06 検査開始

費用の支払いの確認後、検査・医療機関から、スクリーニング検査に必要な機器や書類が届きます。

検査終了後～助成金の交付、報告までの流れ

01 検査機器の返却

検査が終わったら、機器と書類を
検査・医療機関に返却・提出します。

02 検査結果の通知

検査・医療機関から、数週間で検査結果の通知が届きます。

03 検査費用のお支払い（後払いの場合）

検査費用を検査・医療機関に支払います。
検査明細書・領収書は、必ず保管しておいてください。
(助成金の交付に必要となります。)

04 検査助成金の申請

検査結果の通知が届いたら、「【様式1-3】スクリーニング検査
実績報告書」を作成し、「検査・医療機関の検査明細書の写し」と
「領収書の写し」を添えて、所属しているトラック協会に提出します。

05 助成金の交付

所属しているトラック協会から助成金が交付されます。

アルコール検知器導入助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 22 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故防止対策の推進を務めるために、アルコール検知器（以下「検知器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象検知器)

第 2 条 助成の対象となる検知器は、次に掲げる検知器とする。

第 1 条 携帯型アルコール検知器

第 2 条 据置型アルコール検知器

第 3 条 記録型アルコール検知器

(交付額及び導入台数)

第 3 条 助成金の額及び、導入台数は、別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、検知器導入が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1 「アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2 「アルコール検知器導入助成金内訳書」並びに、導入したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 22 日）

1. 本要綱は平成 21 年 4 月 22 日より適用する。

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

1. 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成 25 年 5 月 30 日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

1. 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第3条関係）

令和7年4月1日現在

優先順位		沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者	
①	導入台数上限	事業用車両数(自走車)の2分の1 (但し10機器分を上限とする。)		事業用車両数(自走車)の10分の1 (但し2機器分を上限とする。)	
②	1機器あたりの助成金額	携帯型	5,000円 (5,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)	携帯型	1,000円 (1,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)
		据置・ 記録型	税抜導入価格の2分の1	据置・ 記録型	税抜導入価格の10分の1
③	助成金額上限	①の導入台数上限×5,000円 (最大50,000円迄)		携帯型	①の導入台数上限×1,000円
				据置・ 記録型	①の導入台数上限×2,000円 (最大4,000円迄)

※①の車両数は、端数切り上げとする。

様式 1

アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

アルコール検知器導入助成金交付要綱第4条に基づき、アルコール検知器導入助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 _____ 円

1. 内訳

① アルコール検知器導入台数 _____ 台

2. 添付資料

- ① アルコール検知器導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

●基礎数

① 登録台数 (自走車)	② 助成上限台数 (①÷2) ※10台以下(端数切上)	③ 1機器あたり の助成金額	④ 助成上限金額 (②×③) ※50,000円以下
(記入例) 30	10	5,000	50,000

●内訳

導入機器			導入台数	助成金額
商品名	区分	税抜価格 ※1		
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
合計			⑤	⑥

※1 税抜価格には、保守契約(初期セットアップ等)、消耗品(マウスピース、ロール紙等)の費用は含まれないものとする。

定期健康診断受診費助成金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日制定

令和 7 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び、健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象健康診断の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生法規則第 4 4 条の定期健康診断とし、次に掲げる項目を受診した運送事業者に常時使用される運転者とする。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT及びガンマーGTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

(助成対象額及び受診人数上限)

第 3 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、定期健康診断が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1 「定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、~~様式 2 「定期健康診断受診費助成金受診者名簿」~~並びに、受診したことが確認（医療機関から発行される領収証、健康診断の種類及びその受診人数）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する当該年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成26年3月26日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

附則（令和7年4月25日）

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

別紙 1

定期健康診断受診費助成額及び受診上限人数（第3条関係）

令和7年4月1日現在

優先順位	会員事業者	非会員事業者
受診上限人数 ※注1	1事業者あたり25人まで	1事業者あたり5人まで
1人あたりの助成額 ※注2	2,000円	400円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

定期健康診断受診費助成金交付要綱第4条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 定期健康診断受診人数 名

2. 添付資料

④ 定期健康診断受診費助成金受診者名簿（様式2）

① 領収証の写し（会社宛のものに限る。従業員個人宛は不可）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書（写）

※上記1. 内訳「①定期健康診断受診人数」に含まれる方の氏名にマーカー等でチェックして下さい。

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

突然死等予防対策検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等（以下「突然死等」という。）に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査（以下「検査」という。）を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(突然死等の定義)

第 2 条 本要綱でいう突然死等とは、次に掲げるものとする。

(1) 脳疾患

①脳内出血②くも膜下出血③脳梗塞④一過性脳虚血発作

(2) 心臓・血管疾患

①心筋梗塞②狭心症③不整脈④弁膜症⑤解離性大動脈瘤

(対象検査の種類及び対象者)

第 3 条 助成の対象となる検査は、前条（1）にあたる検査を脳ドック、同（2）にあたる検査を心臓ドックとし、運送事業者に常時使用される運転者が検査を受診した場合、対象とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとし、助成対象検査費に消費税は含まないものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、検査が完了したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、検査したことが確認（医療機関から発行される領収証、検査の種類及びその受診者）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 6 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は、第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 1 日）

第 1 条 本要綱は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

(省略)

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

別紙 1

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第4条関係）

令和7年4月1日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注1	1事業者あたり1人まで	1事業者あたり1人まで
②	1人あたりの助成額 ※注2	15,000円	3,000円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

突然死等予防対策費助成金交付要綱第5条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① 検査受診者氏名

② 検査種類

脳ドック ・ 心臓ドック

③ 検査受診年月日

令和 年 月 日

④ 検査受診費用（税抜）

2. 添付資料

① 検査受診したことが確認できる書面（写）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、
検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 3 年 4 月 2 8 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、1 機器あたり取得価格の $1/2$ （上限 1 万円）とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※非会員への助成額 取得価格の $1/2$ （上限 2 千円）

3 取得価格の 2 分の 1 に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「ドライブレコーダ機器等導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(事故映像等の提供)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、沖ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

(1) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(2) EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱（平成24年1月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成25年5月30日）

1. 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成29年4月27日）

1. 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月26日）

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（平成31年4月23日）

1. 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則（令和3年4月28日）

1. 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

様式 1

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

電話番号

担当者名



ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、ドライブレコーダ機器等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① ドライブレコーダ機器等導入台数 _____ 台

2. 添付資料

- ① ドライブレコーダ機器等導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入内訳書

請求月日 令和 年 月 日
 事業者名

整理番号	支店 営業所名	導入機器			台数 (台)	助成金額	導入価格 (消費税は除く)	装着日
		分類※	メーカー名	型式				
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
記入例	本社		●●●●●	●●-●●●●	1	10,000	30,000	○年 ○月 ○日
合 計								

※導入価格は、消費税は除く。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名



誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機 器 名 :

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 7 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、沖ト協が別に定める対象装置とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1) から ~~(4)~~ (3) の装置は、原則として後付け装置を対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置

~~(2) 側方視野確認支援装置~~

(2) 側方衝突監視警報装置

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

(4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(5) トルク・レンチ

※(2) ~~及び(3)~~については、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、~~(3)~~をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5t 以上のものを助成対象とする。

※(4)については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

※(5)については、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第 3 条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の (1)、~~(2) 及びその一体型、(3)~~、(4) を合わせて 10 装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、2 装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1 装置あたり 30,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 20,000 円（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）、沖ト協 10,000 円）を交付し、非会員事業者は、1 装置あたり 1,000 円（沖ト協 1,000 円）とする。

~~3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、会員事業者は、車両 1 台につき対象装置に 60,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 40,000 円（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）、沖ト協 20,000 円）を交付し、非会員事業者は、車両 1 台につき対象装置に 2,000 円（沖ト協 2,000 円）とする。~~

3 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとするが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

4 既に導入された後方視野確認支援装置、~~側方視野確認支援装置、後方視野確認支援装置~~

~~及び側方視野確認支援装置の一体型~~について、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1、上限20,000円とする。

5 側方衝突監視警報装置は、車両1台につき機器の取得価格の2分の1、上限100,000円とし、会員事業者は5装置分を上限とする。

6 トルク・レンチについては、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する1事業所に1台、取得税抜価格の2分の1、上限30,000円とし、会員事業者は5装置分を上限とする。

7 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面(領収証又はリース契約書等)の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。なお、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

2 トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等を提出する。カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記するよう依頼すること。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1)後方視野確認支援装置 1年

~~(2)側方視野確認支援装置 1年~~

(2)側方衝突監視警報装置 1年

(3)呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年

(4)IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年

(5)トルク・レンチ 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に記されている「自動車検査証」については、電子化された自動車検査証(令和5年1月4日以降交付)にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。

2 当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた『後退時車両直後確認装置(バックカメラ、検知システムまたはミラー)』【新型車:令和4年5月から適用、継続生産車:令和6年5月適用】について、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象基準をクリアし当該助成の対象装置となっている場合には、令和7-8年3月末までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする

3 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別

にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年4月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年5月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則(平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則(令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

附則(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

附則(令和7年4月25日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

安全装置等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名



電話番号

担当者名

安全装置等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、安全装置等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 安全装置等導入台数 _____ 台

2. 添付資料

① 安全装置等導入内訳書（様式2）

② 領収書（写）又はリース契約書（写）

③ 装着した車両の自動車検査証（写）

④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

⑤ トルク・レンチについては、上記①～④に加えて下記も添付してください。

(1)事業所で登録している車両総重量8 t以上の事業用トラックの自動車検査証（写）

(2)「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等（写）。

カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記してもらうこと。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

安全装置等導入促進助成金内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理番号	支店 営業所名	Gマーク 認定証番号	区分	導入装置		台数 (台)	助成金額		導入価格 (消費税 は除く)	装着年月
				メーカー名	装置名・型式		全ト協	沖ト協		
			後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
記入例	本社		後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・レンチ	●●工業(株)	●●システム ●●-●●●●●●	1	20,000	10,000	80,000	令和 ○年 ○月
記入例	●●営業所		後方・ 側方 ・側方監視 インター・IT・ レンチ	(株)●●製作 所	品番のみ(型式不要) ●●●●●●●●	1	30,000	-	70,000	令和 ○年 ○月
合 計										

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

※IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

※後方＝後方視野支援確認装置、~~側方＝側方視野確認支援装置~~、側方監視＝側方衝突監視警報装置、インター＝呼気吹き込み式アルコールインターロック、

IT＝IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器、レンチ＝トルク・レンチ

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名



誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機 器 名 :

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両 (登録番号を記載する。)

①		④		⑦		⑩	
②		⑤		⑧			
③		⑥		⑨			

※①インター、②IT、③トルク・レンチについては記入不要。

4. 導入年月：令和 年 月

令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
BE-RV141ATTR-RA/RB		セット	3カメラ搭載	
BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載		
アース電機	360° 3Dカメラシステム&7インチ モニターセット	BI-4000	セット	R5.8月追加 4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715K-T	セット	R3.9月型番変更 旧型番:PNX-F715-T
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
いすゞ自動車	バックアイカメラ・モニター	CC-6352(カメラ)	カメラ単体	R6. 10月追加
		CR-8500(カメラ)	カメラ単体	R6. 10月追加
		CJ-7800/CJ-7800C (モニター)	モニター単体	R6. 10月追加 CC-6352またはCR-8500 とセット
	電子インナーミラー	CMS1911	モニター単体	R6. 10月追加 CC-6352とセット
市光工業	セーフティビジョン	ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST- 9**」、「ST-9***」、「ST- 9****」
		ST-5****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST- 5**」、「ST-5***」、「ST- 5****」
		STR-1**	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-1**FS	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-1B0PR	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-190GG	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体
	ST-500D		モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2B0PRN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-290GGN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2A0FSN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-200DN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車輛により「HT-1**」 「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS 等。

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
	7型HDカラーモニター	HT-2****	モニター単体	R5. 8月追加 搭載車両により「HT-2**」 「HT-2***」「HT-2****」
	ドライブレコーダー一体型7型 HD対応液晶モニター	STR-3****	モニター単体	R6. 10月追加 搭載車両により「STR- 3**」「STR-3***」「STR- 2****」
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加	
	HX-300A	カメラ単体	R6.7月追加	
シャッター付きHDカラーカメラ	HX-220A	カメラ単体	R3.11月追加	
HDカラーカメラ	HX-200A	カメラ単体	R3.11月追加	
INBYTE	車輻安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輻安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
	側方/後方事故防止AIカメラシステム i9	i9	セット	R5.2月追加
	後方事故防止AIカメラシステム i8	i8	セット	R5.2月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(IR広角カメラ)	WTJ-A3	セット	R2.11月追加
	後方視野確認支援装置(小型広角カメラ)	WTJ-A8	セット	R2.11月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット	
		RV-B705	セット	R6.8月追加
	トラック専用	RV-507CS	セット	
		RV-509CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		RV-507FB	セット	
	平ボディ専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507FB II	セット	R5.12月追加
		RV-509FB	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510FB	セット	R5.12月廃止(製造終了)
	平ボディ用AHD対応 リアビュー・カメラシス テム	RV-517FB	セット	R2.3月追加
		RV-527FB	セット	R2.3月追加
		RV-BA710	セット	R6.8月追加
		RV-BA720	セット	R6.8月追加
	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステ ム	SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
SRV-900GS		セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
SRV-1000GS		セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
AHD 対応 リアビュー・カメラシステム	RV-577CS	セット	R3.6月追加	
	RV-BA770	セット	R6.8月追加	
ORLACO	ORLACO	Set Orlaco RLED Moni tor with Camera	セット	※別紙「ORLACO社製後 方視野確認支援装置の助 成対象の確認について」 にてセット内容を確認。
KWD	リアカメラ	NRS-200T0-L	カメラ単体	R6.9月追加 KWD社製の側方視野確認 支援装置コーナービジョン のCVD-H207-*** 又は CVD-H210-***のセットの オプションカメラ
キャストレード	CT120Mバックカメラモニタセット	CT120M-SET01	セット	
		CT120M-SET02	セット	
		CJ-5600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名 変更)「*」又は「*-*」
		CJ-5605*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名 変更)「*」又は「*-*」

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン	カラーモニター	CJ-7000*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CJ-7100*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CJ-7300*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CJ-7600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CJ-981*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	車載用後方モニター	CJ-7620*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	7型HD対応モニター	CJ-7800*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	7型HDモニター	TY-4000*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	後方確認カメラ	CC-1060*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-1601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-3000*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6110*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6500*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6600*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6650*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	安全後方確認カメラ	CC-1065*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-3100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6300*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-6352*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
		CC-7202*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	シャッター付HDカメラ	CR-8500*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
	シャッターなしHDカメラ	CR-8600*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-」
LED付小型HDカメラ	TY-3000*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)	
小型HDカメラ	CR-8700*(-*)	カメラ単体	R4.9月追加 「*」又は「*-」	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
	車両後方・側方安全確認カメラシステム	HM-8000*	モニター単体	R4.7月追加 R6.8月仕様変更 *は文字のないものもある
	車両後方・側方確認カメラシステム	C-700	カメラ単体	R1.11月追加
車両後方・側方安全確認カメラシステム	C-800	カメラ単体	R4.7月追加	
GANZ AUTOMOTIVE	ZMC1-SQH44N-W9	セット		
	ZMC1-SQH44SN-W9	セット		
	ZMC1-SQH44N-ZB	セット		

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
CBC	バックカメラシステム	ZMC1-SQH44SN-ZB	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N	セット	
		ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
ZMC2-SQH44SN-25		セット		
ZMC2-SQH44SN-32		セット		
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット		
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-RVC27N-SQH44NN	セット	R3.5月追加	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ&7インチモニターセット	GX-010	セット	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	GX-111AHD	セット	R5.8月追加
シルバーアイ	集音マイク付バックカメラ 7インチモニターセット	CM-708DR2	セット	R2.7月追加
	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
	130万画素 高画質バックカメラ セット(シャッター付)	RV-760D2	セット	R2.11月追加
	融雪カメラ	SC-1200	カメラ単体	R5.12月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
		TWC1-M90C	セット	R3.6月追加
	GANRIKIバックカメラ (モニターセット、広角カメラ)	TWC1-TCV200	セット	R4.8月追加
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
スティーラジャパン	バックカメラモニターセット	STJ-CB01	セット	R6.2月追加
スマートバリュー	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-101AHDS	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-101AHDSC	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-111AHDS	セット	R5.8月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-111AHDSC	セット	R5.8月追加
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加
		SR-S11	セット	R2.5月追加
		SR-S05-DR	セット	R3.11月追加
		SR-S11-DR	セット	R3.11月追加
	SRバックカメラモニターキット(シャッター付カメラ)	SR-S06	セット	R2.10月追加
樋屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
	XC-M9Y	セット		
カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。	
	XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー 取り付けブラケット付き。	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
TCI	車両後方確認カメラシステム	TCIBC-0001	セット	R4.9月追加
		TCIBC-0002	セット	R4.9月追加
	人検知AIカメラ&防水7インチモニターセット	AIBC-1001S	セット	R6.4月追加
		AITC-1001S	セット	R6.5月追加
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	R4.7月廃止
		SM-1900-T160	セット	R4.7月廃止
	7型液晶カラーモニター	CS-7222R	モニター単体	R3.11月追加 CS-5101R(カメラ)とセット販売
	AHDカメラ	CS-5101R	カメラ単体	R3.11月追加 CS-7222R(モニター)とセット販売
ドリームメーカー	7インチ液晶モニター&バックカメラ	MT070RAA	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&バックカメラトレーラーセット	MT070RAA-TR01	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ	MT070RCA1	セット	
		MT070RCA2	セット	
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット	
		MT070RCA2-TR01	セット	
	7インチモニター&赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット	R1.9月追加
7インチモニター&赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	R1.9月追加	
9インチ液晶モニター&バックカメラセット	MT090NV	セット	R3.11月追加	
日本ビューテック	ALL VIEW MONITOR (オールビューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
		ATA-AVM-S10	セット	R4.11月追加
	リアビューモニター	TKV-S20	セット	
		TKV-S30	セット	
		VA-S50	セット	
	ナイスビューモニター	VW-S20	セット	
		VW-SN20	セット	
		VH-S20	セット	
		VH-SN20	セット	
	ナイスビューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット	
	小型CMOSカメラ	CCN-115-05	セット	R5.7月追加
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
VH-CN20		カメラ単体		
VP-C10W-5		カメラ単体		
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加	
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット	
		E215-TS00	セット	
ネクストリンク	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット	NL-101AHDS	セット	R3.5月追加
	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット(変換コンバーター連結配線セット)	NL-101AHDSC	セット	R3.5月追加
	バックカメラ	PBC120(品番1120030000)	セット	R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の品番追加(インターネットからの購入は対象外)

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
パーマンコーポレーション		PRM745	セット	R5.4月廃止・販売終了	
		PRM74S	セット	R5.4月廃止・販売終了	
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ	PRM70J(品番1120570000)	セット	R3.1月追加 R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の品番追加(インターネットからの購入は対象外)	
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S(品番1120580000)	セット	R3.1月追加 R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の品番追加(インターネットからの購入は対象外)	
	バックカメラ ノンシャッター・カメラ ルームミラータイプ	PRM12+	セット	R1.9月追加、R5.4月廃止・販売終了	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体		
		CJ-7620J	モニター単体		
		CJ-7620J-A	モニター単体		
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体		
		CC-6600B	カメラ単体		
		CC-6600B-*	カメラ単体		
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体		
		CC-6500B	カメラ単体		
		CC-6500B-*	カメラ単体		
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体		
		MDS-OTS3*	モニター単体	R6. 6月型式名変更	
		86790-37020	カメラ単体		
		CM073*-**	カメラ単体	R6. 6月型式名変更	
モニターディスプレイ&後方カメラセット	CJ-7800*(-*)	モニター単体	R6. 6月追加 「*」又は「*-*」		
	CR-8600*(-*)	カメラ単体	R6. 6月追加 「*」又は「*-*」		
	MDS-OTS3* CM090*-**	セット	MDS-OTS3*はモニター、 CM090*-**はカメラ		
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体		
		CM-7200	モニター単体		
		CM-7200A	モニター単体		
		CM-7210	モニター単体		
		CM-7220	モニター単体		
		CM-7230	モニター単体		
		CM-6010	モニター単体		
		CM-6020	モニター単体		
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体		
		C-4010	カメラ単体		
		C-4060A	カメラ単体		
		C-4060	カメラ単体		
		C-5000	カメラ単体		
	三菱ふそうトラック・バス	リヤビューカメラ	ML357084	モニター単体	R7.2月追加
			ML357090	モニター単体	R7.2月追加
ML357080			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357091			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357092			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357093			カメラ単体	R7.2月追加	
名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット		
	バックカメラ MKS-Y05	MKS-Y05	セット	R3.4月追加	
	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM6020R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7220R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7230R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7520R	モニター単体	R5.5月追加	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
菱和 メルコモビリティソリューションズ	CAR VISION カラーモニター	CM7522R	モニター単体	R6.4月追加 HD広角カメラ対応
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C406*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C6025R	カメラ単体	R6.4月追加 HD広角カメラ
	CAR VISION カラーカメラ 融雪ヒーター付	C4075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更
C5075R		カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更	
UDトラックス	Back-UP Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
		Mekra auxiliary unit 1309	セット	R4.11月追加、ボルボトラック
	バックアイカメラ&モニター	CR-8500A/ CJ-7800C	セット	R6.11月追加
レゾナント・システムズ	7インチワイドモニター&バックカメラセット	RSCM-01	セット	R3.12月追加
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加
		DS806F	セット	R2.3月追加
		TM806F	セット	R2.3月追加
		TS806F	セット	R2.3月追加
	車載用後方確認支援システム	DEC-2000**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある
		DER-2001**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある

令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在

(50音順)

◆側方衝突監視警報装置

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
東海クラリオン	巻き込み警報カメラシステム	CS-6121AS	R6.4.17追加 装着は単車に限定
パル技研	巻き込み事故警告システム	BFV203-21-*-*	R6.8月追加 装着は単車に限定
		BFV203-11-*-*	R6.9月追加 装着は単車に限定

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在
(50音順)

◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)	
	ALC-ZERO II	T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)	

令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在

(50音順)

◆IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
アネストシステム	AD-01	BSS-AD-01	R6.6月追加
インフォセンス	デジタルアルコールチェッカーFUGOsmartBt	FALC-31	当該の機器と連携するサービス名:デジタル点呼マネージャー、R2.9月追加
	アルコール検査器ソシアック・ネオ	SC-502	㈱インフォセンス製「デジタル点呼マネージャー」と連動要 R3.6月追加
コア	フーゴスマートBT	FALC-31	コアが空IT点呼システム「Cagou IT点呼」と連携要 R2.12月追加
サンコーテクノ	アルコガーディアンモバイル TR-1	TR-1	
	アルコガーディアンモバイル TR-2	TR-2	専用スマホとセット サンコーテクノ㈱で検証済みのスマホとセット(スマホはユーザーが用意し、キャリア契約済みのものとする) R2.8月仕様変更
	ALCFaceMobile (アルコフェイスモバイル)	TR-3	R6.8月追加
SEIKOIST	スマートアルコールチェッカー	XENSE-83BTW	R6.8月追加 鈴与シンワート株式会社製「あさレポ」のセットでの導入が必要
タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1000D	
		FC-1008D	
		FC-1200	NPシステム開発製 デジタコと連動要 (NET-380/580/780)
	アルコール検知器	FC-1200F	富士通製デジタコ (DTS-C1/D1シリーズ/D2シリーズ)と連動要 R2.5月仕様変更
		FC-810	
		FC-1500	
		FC-1500F	
中央自動車工業	抗菌仕様 日本国産電気化学式アルコール検知器 ソシアック・ネオ	SC-502	R6.12月仕様変更 テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社製「LINKEETH」・「docoですcar」、又は鈴与シンワート株式会社製「あさレポ」のセットでの導入が必要
	Bluetooth搭載 電気化学式センサー採用アルコール検知器 ネオ・ブルー	NEB-601	
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	
	ALC-Mobile III	T-ALC-S100	R5.6月追加
東洋マーク製作所	電気化学式アルコール検知器 (Bluetooth内蔵)	AC-015BT	R3.7月仕様変更 R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は東洋マーク社製「ACPORTABLE2」をインストールしたスマートフォンとの連動が必須
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv	R1.10月追加 R3.8月仕様変更 富士通製デジタコ(DTS-C1/D1/D2/G1Dシリーズ)と連動要
	電気化学式アルコール検知器 Bluetooth内蔵	AC-018	R3.5月追加 R3.7月仕様変更 R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は東洋マーク社製「AC-PORTABLE2」をインストールしたスマートフォンとの連動、又はアネストシステム社製「BSSPhone」との連動、又は㈱NPシステム開発製「モバイル点呼システム」連動が必須
トリプルアイズ	AIZE Breath ハンディタイプ	M72AL01BT	R4.12月追加

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
ドリームチーム	アルコールマネージャー®Pro	S0028	R7.3月追加 (有)ドリームチーム「アルマネ®クラウド」、(株)ロココ「AUTH BrAC(オースプレス)」、(株)IoZ「FaceIndex for ALC2(フェイスインデックス)」、又は(株)RUN-WAY「COMS(コムズ)」との連動が必要
日本ラッド	Smart Vehicle Cloud	RS-23-01	R1.5月廃止
パイ・アール	アルキラーNEX	NEX-F	R6.6月追加
		NEX-E	R7.1月追加
	アルキラーPlus	AKL-300	R6.6月追加
フィガロ技研	デジタルアルコールチェッカー フーゴプロ	FALC-11T	R3.7月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」と連動要
	FUGOsmartBT(フーゴスマート BT)	FALC-31	R6.11月追加 鈴与シンワート(株)製「あさレボ」、又は(株)デジタルロジスティック製「FUGOPLUS+smart」、又はテレニシ(株)製「IT点呼キーパー」と連動要